

重層的支援体制整備事業に係る課題認識について

令和3年1月7日  
岩手県立大学社会福祉学部  
客員教授 齋藤昭彦

以下は、岩手県から委嘱された「重層的支援体制整備事業アドバイザー」として、矢巾町及び遠野市へのかかわり等を通じての現時点での課題認識であり、今後の本県での本事業の実施・拡充において特に重要と思われる事項について記載したので、参考としていただきたい。

1 入口としての「包括的相談支援事業（多機関協働事業、継続的支援事業も含め）」について

- ・ 各福祉分野の相談支援事業は、直営又は委託により実施されている。  
また、自立相談支援事業は、福祉事務所実施自治体（本県は市及び県）が実施主体であり、町村は一次相談支援事業を実施することができる。  
包括的相談支援事業の実施に当たっては、市町村の委託も含めた事業実施の状況を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 各相談支援事業者間での各事業についての相互理解を深める必要がある。
- ・ 生活保護の相談支援は本事業には位置づけられていないが、複合的生活課題を持つ多くの世帯の背景には「貧困」が存在しており、生活保護との連携に十分に留意する必要がある。町村の生活保護の実施を担う広域振興局の関り方について県のスタンスを示すべきである。
- ・ 市町村社協が従来から民生委員等の協力を得て実施している「心配ごと相談事業」や、民生委員の地域の身近な相談役としての相談活動と本事業との連携に留意する必要がある。
- ・ 個別会議の開催にあたっては、介護分野の「地域ケア会議」や障がい分野の「自立支援協議会」等各分野の同様の会議との共催等にさらに配慮し、それにより効率的かつ効果的な支援プランの策定と具体的な支援の展開がなされるよう、留意する必要がある。
- ・ 継続的支援を可能にするためには、複数の支援者によるチームアプローチが必要であり、支援者が「バーンアウト」しないよう役割分担しながら、「ひとりで背負わない」ことが重要である。
- ・ 支援者は同様の知識経験を有しているとは限らないので、スーパーバイザーの役割も担い得るリーダーがいることが望ましい。適任者がいない場合は、個別会議の機能を十分に活用する必要がある。

2 出口としての「参加支援事業・地域づくり事業」について

- ・ 入口の「相談支援事業」が出口の「参加支援事業・地域づくり事業」を意識して行われるためには、相談支援事業者は社協が実施している地域福祉事業や各福祉分野の「地域づくり事業」の実情を理解する必要がある。

- ・ 矢巾町及び遠野市の事例を見ると、これまで福祉的支援を受けてこなかった「障害が疑われる者」が一定数いた。これらの者は、中高年になって適職がなく、老親とともに生活している、いわゆる「8050」的状態にあり、状況は「ひきこもり」とも言える状態、または、その予備群となっている。なお、県においては、平成30年に「ひきこもりの実態調査」と言える「地域住民の社会参加活動に関する実態調査」を行っているが、その結果が本事業に活かされるようにすべきではないか。
- ・ これまで福祉制度の外にあった者への支援は、初期のアプローチの段階から支援が容易ではないと考えられるが、新たな参加の場（居場所）を提供するにあたっては、対象者の自尊感情を傷つけないよう配慮しつつ、例えば、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業や認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の活用が積極的に検討されて良いのではないか。
- ・ 活用にあたっては、社会福祉法人に求められている「地域における公益的な取組」の一環として実施することが考えられ、本事業への社会福祉法人の積極的な参加を促すべきである。

### 3 実施に係る体制構築について

- ・ 重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築について、国は「体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきもので」、「関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である」としている。
- ・ 市町村が実施または実施にあたって検討すべき事項を「組織」と「人材」の面から記す。
- ・ 市町村の福祉行政組織は、地方分権と権限移譲の下、市町村の福祉行政組織は、「縦割り」を原則として、部課係を分化・拡充してきたが、その過程において、各分野を統括する「部署」を設置してきていないのが現状である。
- ・ こうした中であって、社会福祉法の改正により地域福祉計画が各福祉分野計画の上位計画に位置づけられ、地域共生社会の実現が地域福祉の推進と同義となり、市町村に課された「地域包括支援体制」の具体的な手法として「重層的支援体制整備事業」が位置づけられたと整理できる。
- ・ 「地域福祉担当部署」には、単なる「福祉行政の取りまとめ部署」としての役割ではなく、「福祉行政全般を視野に入れたマネジメント部署」としての役割が求められており、その役割を果たし得る庁内の「コンセンサス」と担当部署の所属長には「職務権限」が必要である。
- ・ 本事業は、福祉分野横断が求められているが、各分野の関係事業の多くが民間に委託されていることを踏まえると、各福祉担当部署の連携に加え、民間事業者との連携・協働が極めて重要となる。加えて、他の行政分野との連携・協働も求められている。
- ・ こうした庁内外との連携・協働のためには、福祉行政への一定の専門的知識と実務経験、さらには、ネットワーク形成の手法を習得した事業担当者の配置が必要である。
- ・ 市町村においては、事業の円滑かつ継続的な実施に向けて、あるべき「組織のあり方」とそれを担う「人材の確保・養成」の検討が急務である。

#### 4 おわりに

社会福祉法の理解も含め、本事業に関わる行政職員及び民間事業者が「地域福祉の歴史」も含めた「地域福祉に関する基本的知識」を共有する必要があるのではないかと考える。

また、市町村には「地域福祉行政の実質」が今後は問われていくと考えることから、県においては、「地域福祉行政」が市町村に定着・確立するよう、地域福祉計画の策定への助言や各種研修会等のプログラムを通じて適切な支援が行われることを期待する。